

「指定通所介護」

ヴィルヌーブあさくらデイサービスセンター 利用料金表

【令和3年4月1日現在】

◆サービス利用料金（1回あたり）【7～8時間】

（単位：介護報酬単位）

項目 / 介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
イ) 通常規模型 通所介護費(基本報酬)	655	773	896	1018	1142
ロ) 入浴介助加算(I)【入浴時】	40	40	40	40	40
ハ) サービス提供体制強化加算(I)	22	22	22	22	22
ニ) 個別機能訓練加算(I)イ【実施時】	56	56	56	56	56
① イ)+ロ)+ハ)+ニ) 小計	773	891	1014	1136	1260
ホ) 介護職員処遇改善加算(I) ①×5.9%	46	53	60	67	74
へ) 介護職員等特定処遇改善加算 I ①×1.2%	9	11	12	14	15
a) 介護保険給付対象合計 ①+ホ)+へ)	828	955	1,086	1,217	1,349
地域区分換算額 a) ×10.14	8,395円	9,683円	11,012円	12,340円	13,678円
A 介護保険自己負担額(1割負担)	840円	969円	1,102円	1,234円	1,368円
A 介護保険自己負担額(2割負担)	1,679円	1,937円	2,203円	2,468円	2,736円
A 介護保険自己負担額(3割負担)	2,519円	2,905円	3,304円	3,702円	4,104円

◆6～7時間のご利用の場合 ※加算は7～8時間の利用料金同様（単位：円）

項目 / 介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険自己負担額(1割負担)	759	873	989	1,103	1,217

◆3～4時間のご利用の場合 ※加算は7～8時間のご利用料金同様（単位：円）

項目 / 介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険自己負担額(1割負担)	529	585	646	704	762

※ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。

【上記料金の他に、日額で 昼食代550円・おやつ代100円 が喫食実績に応じて必要となります】

※事業所番号は 1870102850 です。」

【基本部分】

利用回数	サービス費用	利用者負担		
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要支援1相当 (月5回上限)	月額上限16,954円 (1回 3,893円)	月額1,696円 (1回 390円)	月額3,391円 (1回 779円)	月額5,087円 (1回1,168円)
要支援2相当 (月9回上限)	月額上限34,759円 (1回 4,005円)	月額3,476円 (1回 401円)	月額6,952円 (1回 801円)	月額10,428円 (1回1,202円)

※要支援1相当：月4回まで、要支援2相当：8回までの方は1回あたりで計算されます。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せされます。

【加算・減算】・・・条件に応じて、上記の基本部分に以下の料金が加算・減算されます。

加算・減算の種類	加算・減算の要件(概要)	加算額(利用者負担)		
		1割負担	2割負担	3割負担
①生活機能向上グループ活動加算 ※対象者のみ	共通課題を有する複数の利用者からなる小グループに対して、日常生活支援の為に活動を計画的に実施	月額102円	月額203円	月額305円
②運動器機能向上加算 ※対象者のみ	機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、運動器機能向上計画を作成し、機能訓練を実施	月額229円	月額457円	月額685円
③事業所評価加算 ※当事業所は令和3年度算定	1/1～12/31の期間において利用者の要支援状態の維持・改善割合が一定以上の場合、翌年4/1～3/31の間算定	月額122円	月額244円	月額365円
④サービス提供体制強化加算 I	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上配置(前年実績)	要支援1相当 90円 要支援2相当 179円	要支援1相当 179円 要支援2相当 357円	要支援1相当 268円 要支援2相当 536円
⑤介護職員処遇改善加算 I	介護職員の賃金等の処遇改善、資質の向上、計画的な研修の実施、昇給の仕組み等が整備されている場合	所定単位数の5.9%	所定単位数の5.9%	所定単位数の5.9%
⑥介護職員等特定処遇改善加算 I	⑥とは別に、経験・技能のある介護職員その他の職員に対し処遇改善を図る場合に算定	所定単位数の1.2%	所定単位数の1.2%	所定単位数の1.2%

※同一建物に居住する場合の減算・・・同一建物に居住する場合、下記の通り減算されます。

減算適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理については、当該減算を受ける場合と受けない場合の公平性の観点から、減算適用前の単位数を用います。

同一建物減算	要支援1	要支援2
月1回利用	-94 単位	
月2～3回利用	-188 単位	
月4～5回利用	-376 単位	
月6～7回利用	-	-564 単位
月8～9回利用	-	-752 単位

※福井市の地域区分は7級地(1単位=10.14円で計算)です。

※①と②：同時実施ができません。ケアプランに基づき、いずれかをお選び下さい。